

第7期 第30回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月6日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（15人）
4. 欠席委員（4人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第 110 号	農地法第3条の許可申請について	(11件)
議案第 111 号	農地法第4条第1項の許可申請について	(1件)
議案第 112 号	農地法第5条第1項の許可申請について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中15名です。3番 ○○ ○○ 委員、4番 ○○ ○○ 委員、5番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。また、13番 ○○ ○○ 委員につきましては遅刻しておりますが、出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは渡部会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。明けましておめでとうございます。

本年は飛躍の年とのことで、皆さんご存知のとおり令和5年4月1日から人・農地プランが法定化され、基盤強化法が改正され交付されます。このことによって農業委員会組織そのものが東温市の農政にかかわっていかなければならないところです。

また、我々の任期もあと半年ほどですが、精一杯次に引継いでいかなければならないと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

それでは只今から第30回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、16番 ○○ ○○ 委員さん、17番 ○○ ○○ 委員さん、よろしく申し上げます。

議案審議に入っていきます。本日の議案は13件です。まず、議案第110号農地法第3条の許可申請について、11件を議題といたします。1番の案件につきましては、譲受人が○○ ○○ 委員さんとなりますので退席をお願いいたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第110号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、806㎡、同所○○番○、畑、137㎡。計2筆で合計面積943㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は3,440㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図5ページをご覧ください。譲渡人の○○さんは高齢であることから、農地の管理が難しいとのことで、売りたいとの希望があり、仲介をお願いしている方もなかなか買い手がつかない状況から、○○さんに相談したところ、売買で話がまとまりました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん持ち分4分の1。松山市○○番地○ ○○ ○○さん持ち分4分の1。松山市○○番地○ ○○ ○○さん持ち分4分の1。東温市○○番地○ ○○ ○○さん持ち分4分の1。譲受人 東温市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1、780㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、管理機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は5,978㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は○○にあります。譲渡人は今後農業をする予定はないことから農地を手放したいと考えておられました。譲受人の○○さんは若手の農業経営者として、経営面積を増やしたいとのことで、売買で話がまとまりました。特に問題はないと思われまます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、847㎡、同所〇〇番〇、田、494㎡、同所〇〇番〇、田、895㎡。計3筆で合計面積2,236㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は6,006㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ージをご覧ください。申請地の〇〇番〇の南側に〇〇さんのご自宅がありまして、〇〇番〇はすでに〇〇さんが耕作しております。〇〇番〇と、〇〇番〇は違う人が耕作しておりましたが、合意解約をいたしまして、今後は〇〇さんが耕作することになります。〇〇さんは相続で土地を取得しましたが、農業を行ったことがなく、今後も農業をする予定はないことから、今回売買の申請がございました。特に問題はないと思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、388㎡。外10筆で計11筆、合計面積は6,786㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾

燥機、草刈機、軽トラックです。労働力は、本人、祖父の常時2人です。耕作面積は13,132㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日は欠席でありますので事務局から、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図8,9ページをご覧ください。場所は〇〇の西側にあります。〇〇さんと〇〇さんの祖父〇〇さんが兄弟になります。申請地はすでに〇〇さんの祖父が耕作しておりまして、〇〇さんも高齢で農業ができず、後継者もないことから、兄弟の〇〇さんに相談したところ、自分も高齢であることから、一緒に農業をしている孫に贈与してはどうかとの話になり、今回〇〇さんへの贈与で話がまとまりました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、758㎡、同所〇〇番〇、田、460㎡、同所〇〇番〇、田、823㎡。計3筆、合計面積は2,041㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、麦、柿です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機、乾燥機、耕うん機、動力噴霧器です。労働力は、本人の常時1人と臨時で妻と子2人です。耕作面積は53,020㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図10ページをご覧ください。場所は○○の北になります。申請地は○○さんが○○さんから借りて耕作している農地です。○○さんは認定農業者で、後継者家族と同居し協力しながら、米麦のほか野菜を作付けしてありまして、熱心に農業をされております。譲渡人の○○さんは今回売買を予定している農地のほか7千㎡ほど所有しておりますが、20年前から農業をおこなっておらず、全てほかの農家に耕作してもらっている状態です。○○さんは後継者がいないことから、貸借関係にあった農地を売買することになりました。特に問題はないと思われまます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思ひます。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして、事務局より説明願ひます。

○事務局

6番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、905㎡で外5筆、計6筆で合計面積5,257㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は8,501㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図11ページをご覧ください。○○さんは3、4年前から足を悪くして、農作業に支障があるとのことで、前から農業を辞めたいとの話は聞いておりました。譲受人の○○さんは○○の方で耕作をされておりまして、経営面積を増やしたいとのことから、売買で話がまとまりました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、761㎡、同所〇〇番〇、畑、298㎡。計2筆で合計面積1,059㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、柿です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、軽トラックです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は4,120㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図12、13ページをご覧ください。この件につきましては昨年6月に〇〇さんと〇〇さんが賃貸借で許可になりましたが、今後〇〇さんの農地を〇〇さんが耕作することから、売買することになりました。周辺農業経営への影響も特にないことから、問題はないと思われま。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、181㎡。譲受人の耕作状況について申し上げ

ます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は6,622㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図14ページをご覧ください。申請地の南側が譲受人のご自宅にして、対象の畑も荒れている状態ではありますが、売買して管理していくとのこと。譲渡人は高齢で、管理するのも難しいとのこと。特に問題はないと思われ。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

9番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、2,109㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機、動噴機、軽トラックです。労働力は、本人、父、母の常時3です。耕作面積は21,205㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図15ページをご覧ください。申請地の南西に〇〇さんの農地がございまして、近いこともあって売買するに至りました。譲渡人の〇〇さんはご主人を亡くされ、子も県外に居住していることから、農地の管理が難しく、所有している農地は誰かに耕作してもらっている状態です。今回〇〇さんが経営面積を増やしたいとのことから売買で話がまとまりました。特に問題はないと思われまます。ご審議をよろしく願いたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思ひます。何かご意見ございませぬか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番、11番目の案件につきましては、借受人が同一ですので、一括して審議いたします。事務局より説明願ひます。

○事務局

10番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、2、296㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定5年です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、管理機、移植機、皮むき機です。労働力は、本人の常時1人と臨時で2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、11番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、2、160㎡です。権利内容は賃借権設定5年です。作付作物以下同じです。

なお、〇〇 〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和4年12月23日10時から〇〇会長にも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、地元農家からの助言指導により、11年間農業に従事しており、この度所有者との話し合いにより賃貸借することになった。トラクター、管理機、移植機、皮むき機を有しており、1年を通じて野菜を作付けする。収穫した野菜はJAや産直市への出荷を行う。今後、自分が元気な内は農業に従事し農業技術の向上と収穫量の増加を目指していくとのこと。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間300日程度農業に従事し、農繁期には臨時で2人増員予定。第5号、「下限面積制限」ですが、今回の申請面積4,456㎡で、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて

耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、私となりますので、確認結果を報告いたします。

○議長（会長）

説明します。地図16、17ページになります。〇〇さんは10年前から通いで、農業をされており、ブロッコリーやスイートコーン、白ネギを作付けし、熱心に農業に取り組んでおります。譲渡人も高齢で農業ができないとのことから賃貸借で話がまとまりました。11年間農業に従事しておりますので、地元との問題もないですし、むしろ地元の方から農地を耕作してほしいと依頼を受ける関係にあります。特に問題はないと思われま。ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

では、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

今後も農業を行っていくとのことですが、権利内容が売買ではなく賃貸借で決まった理由があるのでしょうか。

○事務局

以前から申請地は〇〇さんが耕作しており、今後も耕作するつもりですが、〇〇さんには後継者がおらず、土地を売買してしまったら今後管理する人がいないことと、元々この地域の農地を〇〇さんから紹介されたこともあり、農地を荒らしたくないとの思いが強いことから売買は考えておらず、賃貸借で農業に従事していくとのこと。

○議長（会長）

ほかに何か意見はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第111号、農地法第4条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第111号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

12番 転用者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、75

m²です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用区域は、農用区域外。転用目的は農業用機械・車両置場、農作業場です。開発許可は不要です。この案件につきましては200m²未満の農業用施設の自己転用ではありますが、自宅の敷地との一体利用地で敷地拡張するため、4条の許可申請をいたします。なお、土地利用につきましては隣接する宅地に建っている農業用倉庫が手狭になったことから、露地で農業用機械を停めるスペースと農作業場としての利用をする計画となっております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図18ページをご覧ください。申請地は〇〇さんの敷地の南西にございまして、75m²しかないので使用しづらい農地だったとのこと。この際、機械置場等に利用したいとのことから転用申請がございました。特に問題ないと思われしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第112号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第112号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

13番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、340m²です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用区域は、農用区域外。転用目的は農家住宅。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。なお、この件につきましては令和4年5月9日第22回の委員会で除外意見決定済の案件です。以上です。

○議長（会長）

地元、〇〇委員さんとなりますが、本日は欠席でありますので事務局から、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図19ページをご覧ください。場所は〇〇の東です。この案件は第1種農地にございますが、集落接続というかたちで除外、転用で農家住宅を建てる予定となっております。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思ひます。何かご意見ございませぬか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、13件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は令和5年2月9日となっております。

以上で第30回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。